

7月から市庁舎などは「敷地内禁煙」になります

受動喫煙対策 マナーからルールへ

健康増進法を改正する法律（改正健康増進法）が平成30年7月に成立し、多くの人が利用する施設の区分に応じて、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理権限者が講ずべき措置などが定められました。今年7月1日からは、市役所などの行政機関の庁舎では、敷地内禁煙となります。

受動喫煙による健康影響

たばこの煙には5300種類もの化学物質が含まれ、その中には約70種類の発がん性物質が含まれています。

他人の喫煙によりたばこの煙にさらされる「受動喫煙」では、脳卒中、肺がん、虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群（SIDS）などのリスクが高まるとされ、年間1万5000人が、

◆図1 受動喫煙によりリスクが高まる病気

- ▼脳卒中 1.3倍
- ▼肺がん 1.3倍
- ▼虚血性心疾患 1.2倍
- ▼乳幼児突然死症候群（SIDS） 4.7倍



※記載数字は、受動喫煙を受けている人が、受けていない人に比べて、病気になるリスクが何倍になるかを表したものです。

出典：「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」（国立がん研究センターがん情報サービス）

◆図2 改正健康増進法の体系

子どもや患者などに特に配慮すべき施設

- ・学校、児童福祉施設など
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 など

敷地内禁煙

⇒ 令和元年7月1日施行

上記以外の施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店 など

原則屋内禁煙

【経過措置】

- ・既存の経営規模の小さな飲食店（個人または中小企業経営/客席面積100㎡以下）

喫煙可能な場所である旨の掲示で店内で喫煙可能

⇒ 2年4月1日施行



受動喫煙を受けなければこれらの疾患で亡くならずに済んだと推計されています（＝図1）。

屋内禁煙が義務化

改正健康増進法では、「望まない受動喫煙」をなくすことが基本的な考え方となっています。併せて、「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに特に配慮」するとともに「施設の類型・場所ごとに対策を実施」することとなっています。

このため、学校・病院・行政機関などは今年7月1日から「敷地内禁煙」となります。また、全面施行される来年4月1日からは、飲食店・職場などは「原則屋内禁煙」が義務付けられます（＝図2）。

問 健康管理課 ☎73・1200

2拠点体制でより身近に

西部地域包括支援センター

を新たに開設

市では新たに、「匝瑳市西部地域包括支援センター」を飯倉に設置し、6月1日から業務を開始しました。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健

師や社会福祉士、主任ケアマネジャーが連携し、対応や支援を行う総合相談窓口です。

市役所高齢者支援課内のセンターと2か所体制となり、より身近な場所での相談が可能となりました。



<西部地域>

■匝瑳市西部地域包括支援センター
連絡先…☎85-5582

担当地区…中央（八日市場木に限る）、豊栄、須賀、匝瑳、吉田、飯高、栄
※業務委託先：社会福祉法人九十九里ホーム



<東部地域>

■匝瑳市地域包括支援センター
連絡先…☎73-0033

担当地区…中央（八日市場木を除く）、豊和、共興、平和、椿海、野田

- 介護予防サービス計画および介護予防ケアマネジメント作成に関する業務は、匝瑳市西部地域包括支援センターが市内全地区を担当します。
- 開所日時は、ともに月～金曜日（祝日、年末年始除く）の8時30分～17時15分です。

人ごとではありません

空き家

近年、空き家の増加とともに、放置された空き家が周囲に悪影響を及ぼすなどの問題が全国で発生しています。空き家問題は決して人ごとではなく、近い将来、自身にも降りかかるかもしれない問題です。そのときに備えて考えてみませんか。

空き家になる理由

- 次のような場合などに、空き家が発生することがあります。
- 独り暮らしをしていた親が亡くなった。
- 独り暮らしをしていた親が老人ホームなどの施設に入所した。
- 転勤になり、家族で引っ越しをした。

空き家になる前に

人が住まなくなった建物は早く傷みます。有効活用するためには、今後について事前に検討しておくことが大切です。

- 家族などで将来的に家をどうするか話し合います。相続がうまく進まない、そのまま放置され、負の財産になるケースが多く見受けられます。
- 土地や建物の登記が本来の所有者になっっているか確認しま

しょう。登記が適切に行われていない場合、時間の経過とともに関係者が増え、解決が困難になります。

空き家になってしまったら

家族や親族などで話し合い、管理者を決めるとともに、売買や賃貸など新たな活用方法を考えましょう。また、活用が難しい建物は、解体して土地を有効利用することを考えましょう。

空き家の管理は所有者の責任です。管理を怠り、周囲に被害を及ぼした場合、損害賠償請求を受ける場合があります。

不管理空き家の情報提供を

地域内に管理されていない空き家があり、周辺に悪影響を及ぼしている場合は、市まで情報提供してください。



放置された空き家
(出典 国土交通省住宅総合整備課「空き家の現状と問題について」)

市で現地調査や所有者確認を実施し、所有者に対して助言や情報提供を行います。

空家等対策計画を策定

市では、市民の安心・安全な暮らしを確保するため、「匠瑤市空家等対策計画」を今年3月に策定しました。

本計画では、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するものとして、市内の空き家の実態や課題を踏まえて、その対処方針に「発生予防・管理の促進」「有効活用の促進」「管理不全の解消」を定めた他、相談に応じる体制などについて定めています。

岡都市整備課管理班

☎73・0091

身近な取り組みに、ぜひ活用を

環境関連の助成制度を紹介

生ごみ処理機などの購入費補助

家庭用生ごみ処理機または生ごみ堆肥化容器(コンポスト)を市内販売店で購入した場合に、補助金を交付します。

▷補助金の額 処理機…購入金額の3分の1相当額(上限額は20,000円)。1世帯1基まで 堆肥化容器…購入金額の2分の1相当額(上限額は2,000円)。1世帯2基まで

▷申請方法 ①製品購入時の領収書 ②市税の完納証明書(市役所税務課ま

たは野栄総合支所で発行) ③印鑑と振込先が分かるもの(通帳など)をお持ちの上、環境生活課(市役所1階)または野栄総合支所で手続きしてください。

資源ごみ集団回収事業の奨励

自治会や子ども会などの団体が行う、家庭から出る資源ごみを回収してリサイクル業者に引き渡す活動に対して奨励金を交付します。なお、奨励金を受けるには、活動前に団体登録の手続きが必要です。

▷奨励金の額 資源ごみ1kg当たり5

円以内(上限額は一事業年度につき20万円)

合併処理浄化槽の設置補助

住宅に合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付します。なお、補助を受けようとする場合は、工事前に申請が必要です。

▷補助金の額 住宅の新築・建て替え…12万円 既存単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの付け替え…最大82万8000円(対象入槽は10人槽まで)

☎環境生活課環境班☎73-0088